

## 社会福祉法人 長富会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年2月1日～平成33年3月31日までの3年2カ月間
2. 内容

目標1：育児休業等、関連諸制度についての周知と理解促進を図る。

<対策> ●平成30年2月1日～

育児休業等制度に関し、取得支援の流れについて整備し、周知する。  
全職員に対し、育児休業等、関連諸制度について、就業規則と併せて周知する。

目標2：計画期間内に育児休業等関連諸制度の取得・利用者を実現する。

<対策> ●平成30年2月1日～

職員及び配偶者の妊娠が判明した早い段階で、気軽に相談できる体制を強化するとともに、育児休業等をスムーズに取得できるよう、業務分担・実施体制の見直しを図るなど、育児休業等関連諸制度の取得・利用の実現に向けた環境整備をさらに進める。

目標3：出産に伴う産前産後休業取得後、および育児休業取得後における職員の具体的な職場復帰に向けた検討を実施する。

<対策> ●平成30年2月1日～

出産に伴う産前産後休業取得後、および育児休業取得後において、スムーズな職場復帰ができるよう、職場復帰支援プランの作成、休業中の業務状況等の情報提供等の支援を休業中の職員に対して継続的に実施する。

また、復帰前の面談等により、希望に応じ、早出・遅出のシフトを軽減する等、配慮を行う。